

天理駅前広場コフフン使用規約

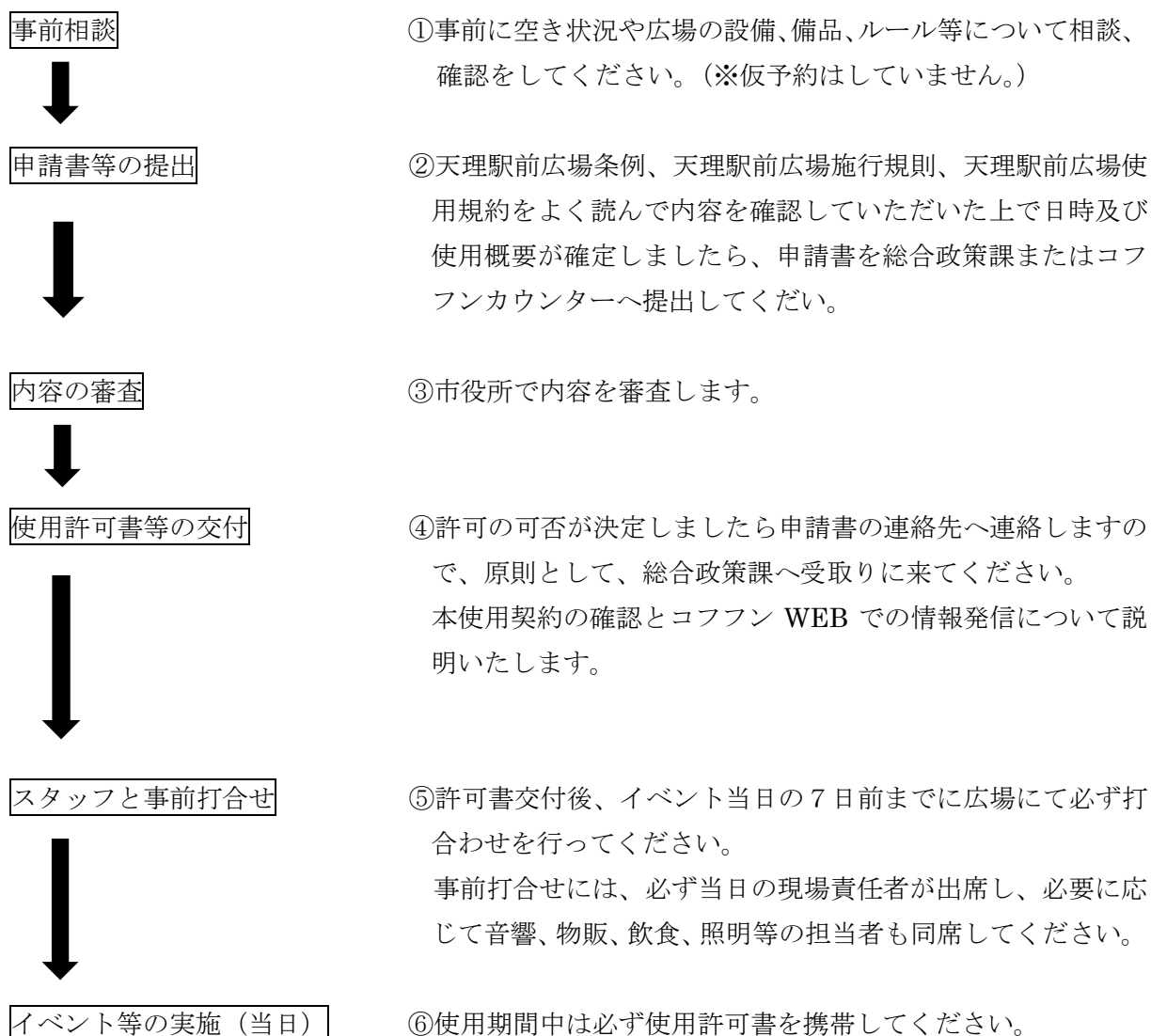
本規約は、天理駅前広場コフフン（以下「広場」）に使用申請をして天理市（以下「市」）から許可を受けた方（以下「使用者」）と、当該許可をした市との間に適用されます。

天理駅前広場コフフンは、天理の産業・文化を発信する「豊かな天理のショーケース」としてにぎわいの拠点となり、多世代が集い憩うことのできる空間づくりのため、イベントの開催や観光・ものづくり、農業情報の発信などを通じて周辺地域及び市内全体に賑わいの循環を生むことを目的としています。

広場を使用される一人ひとりがこの趣旨にご理解いただき、魅力的な空間づくりのために、この使用規約に沿った使用にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 使用申請について

■ ご使用の流れ ■



■申請方法■

- ・チラシ配り等の行為使用による使用申請は使用日の1ヶ月前から受付します。
- ・イベントなど野外ステージ及び広場を占有使用する使用申請は、事前に日程の相談を行った上で、使用日の6ヵ月前から7日前まで受付します。申請は総合政策課へ持参及び郵送、メール又は天理駅南団体待合所内のカウンター（以下「コフフンカウンター」）へ持参してください。（※FAXでの受付はしていません。）

- ・受付時間 総合政策課 8：30～17：15
コフフンカウンター 8：00～20：00

※受付は、原則先着順ですが、市が主催するイベントがある場合は日程調整をしていただくことがあります。

※許可後に広場の使用の中止が決まった場合は直ちに市へ中止になった旨を報告し、天理駅前広場使用取消届（様式第3号）に使用許可書を添えて提出すること。

■天理駅前広場施設使用料■

※天理駅前広場条例より

区分			8：00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	17：00 ～ 21：00	8：00 ～ 21：00	超過料金 1時間につき
第6条第1項第1号に掲げる行為による使用の場合	多目的 広場	平日	1,120	900	1,200	3,220	250
		日曜日、 土曜日及 び休日	1,350	1,080	1,440	3,870	300
第7条の規定により占有して使用する場合	野外ス テージ	平日	3,740	3,000	4,000	10,740	830
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,500	3,600	4,800	12,900	1,000
	多目的 広場 (東側)	平日	1,870	1,500	2,000	5,370	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,250	1,800	2,400	6,450	500
	多目的 広場 (西側)	平日	1,870	1,500	2,000	5,370	420
		日曜日、 土曜日及 び休日	2,250	1,800	2,400	6,450	500
	多目的 広場 (全面)	平日	3,740	3,000	4,000	10,740	830
		日曜日、 土曜日及 び休日	4,500	3,600	4,800	12,900	1,000

- 1 「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 1時間未満は、1時間とみなす。
- 3 「第7条の規定により占有して使用する場合」の多目的広場の使用料は、物品の販売を伴
う場合に限るものとする。
- 4 野外ステージにおいて、入場料等を徴収する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 5 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

■天理駅前広場設備使用料■

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につ き
電子ピアノ 1台	2,000	500
マイク・スピーカーセット一式	2,000	500
スポットライト 1台	1,000	250
プロジェクター・スクリーンセット一式	2,000	500

※備考 1時間未満は、1時間とみなす。

■経過措置■

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日の使用については天理駅前広場施設使用料及び備
品貸出料金が無料になります。

■許可基準■

- ・地域振興に資すると認められる場合（条例第3条）に許可し、広場内で禁止されている行為（条
例第4条）や暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる場合（条例第10条）な
どには許可しない。

2. 使用上の注意

1. 総則

- ・使用者は、現場責任者を配置し、コフンカウンターの市職員と緊密に連絡を取りながらイベ
ントの総括を行って下さい。

2. 備品

- ・市が所有している貸出備品の設置及び撤去は使用者で行ない、返却場所については市の指示に
従ってください。
- ・使用者が持ち込む備品については事前に市と協議し、許可を得た上で使用してください。
- ・使用者が持ち込んだ備品が損傷及び破損されても、市は一切責任を負いません。

3. 搬入・搬出動線

- ・搬入搬出を開始する時はコフフンカウンターにてスタッフへ必ず声をかけてください。
- ・持ち込み備品などの車による搬入搬出については、事前に配置図を市に提出した上で協議を行い、搬入搬出ルートを決めます。
- ・決定された搬入搬出ルート以外は通行しないでください。ただし、市が許可した場合はこの限りではありません。
- ・搬入搬出の際は、必ず1人以上が車外で誘導し最徐行で通行者などに十分注意を払い、照明等のポール、看板、樹木などに当たらないようにしてください。
- ・天然芝、人工芝に車を乗り上げないでください。
- ・点字ブロックの上に停車しないでください。
- ・使用者用の駐車場は無いため、駐車する場合は近隣のコインパーキング等を利用してください。

3. テントなどの設置

- ・テントはホームページで掲示及び市が配布する説明書に掲載している手順に沿って使用者で設置及び撤去すること。
- ・テントや机などを設置する場合は点字ブロックから1.5m以上離れた場所に設置すること。
- ・市が指定した場所以外にテントを設置してはならない。(ブーステント配置例参照)ただし、市の許可を得た場合はこの限りでない。
- ・油を使用する設備を設置する場合は、必ず使用者がベニア板、ビニールシート等を準備し占有する場所全面に敷くこと。さらに広場の地面にも飛び散らないよう防止策を行なうこと。
- ・占有場所を出る際は、出店者の靴に付着した油を必ずふき取って出ること。
- ・市の許可を得て、天然芝の上へテントを設置する場合は、芝生の保護のため、必ず使用者がベニア板、ビニールシート等を準備し占有する場所全面に敷き、テントや机などの重量を分散させ、人の踏みしめも防ぐこと。

4. 音響設備等

- ・市の備品である音響設備を使用される場合は事前打合せの際に、使用方法をお伝えします。使用当日の操作は使用者で行ない、お伝えした使用方法以外の使用はしないでください。
(天理駅前広場コフフン野外ステージ用 PA セット接続・操作マニュアル参照)
- ・照明、トラス等の設備についてもお伝えした使用方法以外の使用はしないでください。
- ・ケーブル類は捻じれないように丁寧に八字巻きにして収納してください。
- ・ステージ等での音の大きさは80db以下になるよう留意してください。騒音等で通行者や周辺ビル等から苦情が寄せられた時は、広場の使用を中止していただく場合がありますのでご注意ください。この場合、中止に伴う損害については、市は一切の責任を負いません。

5. 注意事項

- ・使用時間は設営・撤去の時間も含め、午前8:00～午後9:00までになります。
- ・使用中及び会場設営・会場撤収の際の安全確認は各自で責任を持って行ってください。
- ・会場警備や来場者の整理、避難誘導は使用者の責任で行ってください。
- ・会場警備が不十分な場合や通行を妨げるような事態が発生した場合などは、強制的に使用を中

止していただくことがあります。この場合の中止に伴う損害については、一切の責任を負いません。

- ・使用者が広場の設備・貸出備品・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難・破損等のすべての事故について、その責は使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償していただきます。ついては、イベント保険等必要な保険にご加入いただくことをお勧めします。
- ・広場内で排水はできません。広場使用時に出た汚水や油等については、使用者で処理してください。また、調理器具の洗浄・排水もできません。
- ・火気の配置は十分注意して行うこととし、人工芝の上では火気を扱ってはならない。
- ・その他、市の指示があった場合は従ってください。指示に従っていただけない場合は、使用を中止させていただく場合があります。

6. 清掃・原状回復

- ・使用者は、使用施設を原状に回復する義務を負うものとします。
- ・広場使用終了時には必ず終了した旨を市に伝えてください。その際、市が使用場所を確認し、使用者の故意または過失により使用施設の損傷及び破損、油の付着や排水などが確認された場合は、使用者の責任において除去していただくか、補修工事費等実費を請求させていただきます。
- ・広場にゴミ箱はありませんので、使用時に広場で発生したゴミについては使用者の責任においてゴミ箱などを設置して回収し、使用後にゴミ拾いも行ったうえで当日持ち帰ってください。

7. 禁止行為

- ・広場においては次に掲げる行為は禁止します。広場使用中に当該行為が確認された場合、直ちに使用を中止させていただきます。
 - (1) 広場の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
 - (2) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる行為をし、又は、これらのおそれのある物品もしくは動物の類を携帯すること。
 - (3) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
 - (4) ゴミ、空き缶その他汚物を捨てること。
 - (5) その他、広場の利用及び管理に支障がある行為

8. 販売の制限

- ・広場においては次に掲げる物の販売を禁止します。当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。
 - (1) ペットなどの動物
 - (2) 賞味・消費期限切れの商品
 - (3) 当日に他の出店者から購入したもの
 - (4) アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの
 - (5) 盗品やコピー商品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの
 - (6) 権利や資格、携帯電話等、別途契約事項が必要になるもの
 - (7) 市が不適切と判断した商品

- ・物品や飲食物の販売を行う場合には、周辺の店舗等に配慮した内容とすること。

9. 関係法令等の遵守

- ・広場を使用するにあたり、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）、天理駅前広場条例、同条施行規則及びこの使用規約を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備のため開催不能となった場合においても、市は一切の責任を負いません。

10. その他

- ・使用者が集めた出店者にも本規約の内容を周知徹底し、遵守させること。
- ・本規約に定めのない内容については、市の指示に従うものとする。
- ・本規約に違反した使用者は以後広場の使用を禁止する場合があります。

お問い合わせ先

〒632-8555

奈良県天理市川原城町605番地

天理市役所 総合政策課 コフフンにぎわいづくり推進室

TEL 0743-63-1001

FAX 0743-62-5016